

群馬県庁生活協同組合 県庁生協グループ保険

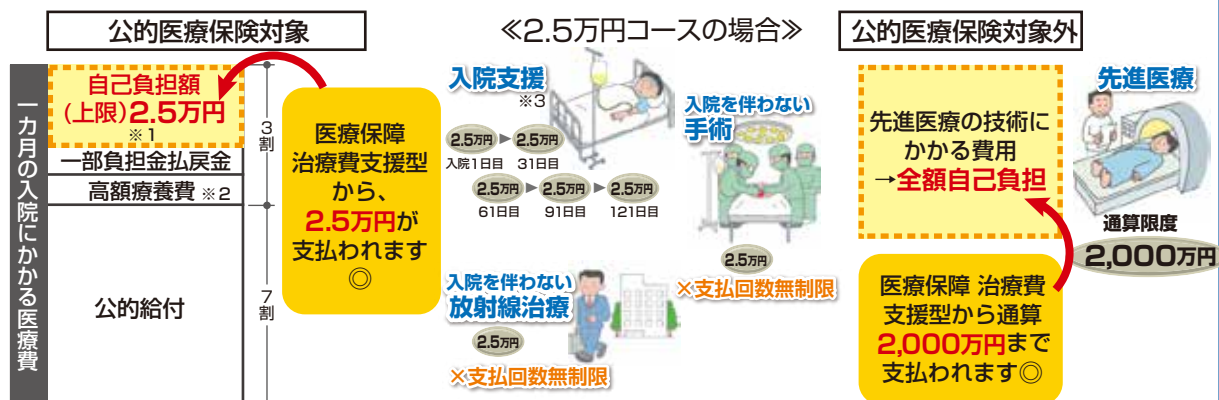
■制度内容等 詳細については、パンフレットを必ずご確認ください。

ここでは、新設される「医療保障 治療費支援型」についてと、「グループ保険制度」単独加入のメリットについてご紹介します！

NEW

②「医療保障 治療費支援型」

病気やケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた際、医療費の自己負担額軽減に役立ちます。



※1 自己負担額は、一般所得者区分(標準報酬月額53万円未満)の場合です。

※2 標準報酬月額に応じた自己負担額の上限を超えた場合には、超えた分の金額が給付される高額療養費制度があります。

※3 医療保障 治療費支援型「2.5万円コース」の場合。病気・ケガで1日以上入院した場合、入院1月につき2.5万円が支払われます。ただし入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。

退職後も安心！

現職中にご加入いただくと、退職後も69歳まで保障を継続できます。

③「グループ保険制度」(旧「基本保障保険」)単独加入の特長

お手軽な保険料で死亡・高度障害の保障を準備できます。

組合員のニーズに沿った制度が選択可能です。

2024年度配当率を加味した月払保険料 ※1

35歳以下の女性の場合… 136円 → 78円

グループ保険制度100万円コース 月払保険料

配当金 ※1を踏まえると

※1 保険料は概算であり、2024年度配当率約43%を加味した保険料は参考額です。

9月下旬ごろよりお手続き期間となります。

順次、各ご所属を推進員がご訪問させていただく場合があります。よろしくお願いいたします。

※制度の詳細はパンフレットをご参照ください。

※対象となる先進医療はパンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。

※入院を伴わない手術を受けたとき(診療報酬点数の合計が2,000点以上公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払条件となります)。

※入院を伴わない放射線治療を受けたとき公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払条件となります。

※外来手術給付金(外来放射線治療給付金)のお支払は、手術(放射線治療)の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を元に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例 保険年齢40歳=令和8年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。)

※記載の保険料は概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※グループ保険制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※配当金は今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。

MY-A-25-他-007506